日光市農業委員会総会議事録 令和3年 5月

令和3年5月21日 午後2時00分 JAかみつが日光営農経済センター 日時 場所 会議室

出席農業委員 11名

1番 福田絹江 2番 石下富士男 3番 青木 渡 4番 髙橋和子 髙橋久美子 6番 江連一彦 7番 田井 8番 柴田美代子 9番 吉原廣康 10番 星 一 徳 11 番 増 渕

欠席農業委員 なし

出席推進委員 18名

12番川村耕一 13番 渡邊清美 14番 齋藤 薫 15番 福田隆徳 武 20番 神山順治 16番 加藤英利 17番 早川文子 19番 柏木 岡部正一郎 23番 八木澤 21番福田重勝 22番 清 24番 福田正文 25 番 髙 村 充 27番 谷野三枝 28番 福田登美子 30番 31番福田吉男 32番 阿久津正信

欠席推進委員 18番 小池

毅

傍 人|なし 聴

> 第 1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

第3 報告第11号 農地法第5条の規定による許可書の交付について

第4 報告第12号 農地法第18条(通知)について

第5 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について

第7 議案第25号 非農地証明願について

議案第26号 第8 農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計

画の公告)に基づく決定について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2 第 9 議案第27号

(農用地利用集積計画の公告) に基づく決定について

沼尾洋克事務局長

それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長とし て会議を進めてまいります。

本日の出席委員は、農業委員11名中11名であります。農業委員会等に関 する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有 効に成立しております。

なお、推進委員の小池毅委員から欠席する旨の届出があり、推進委員につき ましては、19名中18名の出席であります。本日の傍聴人はいらっしゃいま せん。

星 一 徳 議 長

ただ今から、令和3年5月 日光市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程につきまして、沼尾事務局長に朗読させます。

沼尾洋克事務局長

(議事日程を朗読)

星 一 徳 議 長

日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、私、 議長において指名いたしたいと思います。2番石下富士男委員、3番青木渡委 員のご両名を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局職員の福田係長を指名いたします。

星一徳議長

日程第2「会期の決定」を行います。本総会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし。」との声あり)

異議なしと認めます。よりまして、本総会の会期につきましては、本日1日 限りとすることに決します。

それでは議事に入ります。なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、 敬称を省略するなど簡潔に説明をお願いいたします。

星 一 徳 議 長

日程第3、報告第11号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」 を議題とし、事務局の説明を求めます。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任お願いします。

川村光代主任

総会資料は1ページから2ページとなります。報告第11号「農地法第5条の規定による許可書の交付についてご説明いたします。先月の5条申請は11件ございました。許可書につきましても11件交付いたしました。譲渡人、譲受人及び土地の所在等は申請のとおりです。総会審議日は令和3年4月20日。なお、6番から11番につきましては3,000平米以上の案件ということで、栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取をいたしまして、特に質問等もなく、許可相当との意見をいただいております。許可日および指令番号につきましては、1番から5番が令和3年4月20日、日農委指令第5-1号から5号、6番から11番につきましては、令和3年4月29日、日農委指令第5-6号から11号で許可書を発行しております。以上でございます。

星一徳議長

ただいま報告が終わりました。この件につきまして何かご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星一徳議長

それでは次に移ります。

日程第4、報告第12号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、 事務局の説明を求めます。

(大島尚美副主幹挙手)

はい、大島副主幹お願いします。

大島尚美副主幹

報告第12号 農地法第18条(通知)について、ご説明いたします。

総会資料は、4ページとなります。本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸人・借人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。件数は1件で、日光市農業公社扱いの利用権の解約となります。以上ご報告いたします。

星 一 徳 議 長

ただいま報告が終わりました。この件につきまして何かご質問等ございまし

たらお受けいたします。 (「なし。」との声あり) よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星一徳議長

それでは次に移ります。

日程第5、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」を 議題といたします。今月の現地調査は鳥獣害対策部会が担当しております。青 木部会長から全体の説明をお願いいたします。

(青木渡農業委員挙手)

はい、青木部会長。

青木渡農業委員

今月は鳥獣害対策部会が担当いたしました。案件は全部で10件でございます。現地調査は5月19日に行いました。班体制ですが、第1班は福田絹江副部会長、柏木武委員、福田吉男委員、そして今回は柴田美代子委員にオブザーバーとして出席していただきました。事務局から沼尾事務局長、川村主任。第2班は私、青木と星会長、福田隆徳委員、八木澤清委員、事務局から福田係長、大島副主幹です。なお報告者は、農地法第3条の規定による許可申請については1番を福田吉男委員、2番を柏木委員。農地法第5条の規定による許可申請については1番・2番を柏木委員、3番を福田吉男委員、4番を八木澤委員、5番を福田隆徳委員。非農地証明願については1番を福田隆徳委員、2番を八木深委員、3番を福田吉男委員。以上の方が報告いたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。それでは3条の1番について審議を進めてまいりま す。担当委員の報告を求めます。

(福田吉男委員挙手)

はい、福田吉男推進委員。

福田吉男推進委員

私は議案第23号の1番を担当いたしました。本申請は日光市根室地内における売買による3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。申請地は、根室地内、今市青少年スポーツセンターから南西へ約800メートルに位置した場所です。案内図です。今市青少年スポーツセンターから県道を南西に400メートルほど進み、右折してさらに南西に600メートルほど進んだ所の右手に申請地があります。申請地は2筆あります。東側が畑、西側が畑、南側が道路で北側が畑です。登記簿地目は原野と畑、現況は全て畑となっております。譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族2人で、水稲及びキュウリ、サトイモ、大豆などを作付けしております。農地取得後も大豆の栽培を行う予定です。利用権はありません。なお、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。それでは現地調査後の検討・協議の結果について青木部会長から報告願います。

(青木渡農業委員挙手)

はい、青木部会長。

青木渡農業委員

申請内容は説明があったとおりです。譲受人は経営農地を良く管理し、効率的に耕作していますので許可要件を全て満たしていると思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員星 一 徳 議 長

ございません。

それでは質疑を終結し、採決を行います。3条番号1番については、原案の とおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、3条番号1番は原案のとおり『許可』することに決しました。

星一徳議長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(柏木武推進委員挙手)

はい、柏木推進委員。

柏木武推進委員

私は議案第23号の2番を担当いたしました。本申請は売買による3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。位置図による説明をいたします。申請地は、明神地内、板橋交差点から北西へ約250メートルに位置した場所です。案内図です。板橋交差点から市道を長畑方面に200メートルほど進み、右折して北に100メートルほど入ったところが申請地であります。公図です。申請地は1筆であり、登記簿地目は原野、現況は畑となってもります。写真ですが、ご覧の通り、畑といっても何年か作っていない状態で、部会として詰めたのですが、トラクターを何回か入れれば畑としてできるのではないかということです。契約内容は売買です。調査の結果、譲受人は所有する農地を適切に管理しており、家族2人で、水稲、季節の野菜、ジャガイモなどを作付けしております。購入後も季節の野菜の栽培を行う予定です。利用権はありません。農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星一徳議長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について 青木部会長から報告願います。

(青木渡農業委員挙手)

はい、青木部会長。

青木渡農業委員

申請内容は、先程説明があったとおりですが、写真を見てわかりますようにトラクターを乗り入れして耕せる状態なので、部会としていいのではないかとの見解です。譲受人は経営農地を良く管理し、効率的に耕作していますので許可要件を全て満たしていると思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員星一徳議長

ございません。

それでは質疑を終結し、採決を行います。3条番号2番については、原案の とおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、3条番号2番は原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

日程第6、議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」を 議題といたします。番号1番から、担当委員の報告を求めます。

(柏木 武推進委員挙手)

はい、柏木推進委員。

柏木武推進委員

私は議案第24号の番号1及び2を担当いたしました。議案書6ページの1

番及び2番は同一事業ですので、一括にて説明いたします。本申請は日光市塩 野室地内におきまして、賃貸借により砂利採取・表土置場として一時転用する 5条申請です。貸し人・借り人及び申請地等は申請のとおりです。位置図によ る説明をいたします。申請地は塩野室地区センターから西へ2.5キロほどの 場所に位置します。案内図です。塩野室地区センターから県道今市・氏家線を 西へ1. 5キロほど進み、その先市道今市・塩野室線に入り、ゴルフ場の近く に申請地があります。公図です。こちらが砂利採取の場所になります。全体の 面積の一部を今回申請しております。こちらが道路沿いの表土置場になります。 こちらも全体の面積の一部を今回申請しております。2筆とも登記簿地目、現 況共に畑です。周囲の状況は、東、南及び北側が公衆用道路、西側は畑です。 土地利用図です。現地には借り人が立ち会いました。申請の理由及び利用計画 を説明いたします。まず申請の理由ですが、申請人は日光市塩野室町に本店を 置き、砂利・砂の採取及び砕石の生産、仕入れ並びに販売を主な業とする昭和 43年設立の株式会社です。何回か地元で実績がありますが、前々回地は埋め 戻しが完了。前回地は埋め戻しが60パーセント完了しております。今般、砂 利採取法上の認可申請が整ったことから農地での砂利採取及び表土置場を確保 するための申請です。続いて土地の利用計画ですが、申請地は砂利採取及び表 土置場として利用する計画です。掘削高は15メートル、保安距離は5メート ル、法面の角度は45度が確保されており、農地への復元については、栃木県

陸砂利採取業協同組合の保証書が添付されております。なお、工事中の給排水はありません。雨水は敷地内浸透処理をいたします。資金計画については総事業費を自己資金で賄い、金融機関の残高証明書が添付されております。写真です。農地の状況はご覧のとおりになります。もともとは牧草を植えていた場所と聞いております。以上のことから周りに及ぼす影響は無いものと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果につい

て青木部会長から報告願います。 (青木渡農業委員挙手)

はい、青木部会長。

周囲の同意を得ていますので、また安全対策もできていますので、周りに及

ぼす影響はないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。鳥獣害対策部会以外の委 員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

ございません。

それでは質疑を終結し、採決を行います。5条番号1番及び2番については、 原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、5条番号1番及び2番は原案のとおり『許可』することに決しました。

続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。

(福田吉男推進委員挙手)

はい、福田吉男推進委員。

私は議案第24号の番号3を担当いたしました。貸し人・借り人及び申請地 は申請のとおりです。本申請は、日光市明神地内におきまして、一般住宅及び

星一徳議長

青木渡農業委員

星 一 徳 議 長

田井哲農業委員星 一 徳 議 長

星一徳議長

福田吉男推進委員

進入路を目的として転用する案件です。申請地は東武明神駅から南、約800 メートルに位置します。板橋交差点を明神方面へ1.4キロほど進み、十字路 を左折し、600メートルほど進み、明神行川橋を渡り左折して180メート ルほど進んだ左手に申請地があります。登記簿地目、現況共に畑となっており ます。周囲の状況は東、西及び北側が宅地、南側は畑です。申請人は現在鹿沼 市のアパートに家族3人で住んでいますが、手狭なため、また将来の両親の介 護等を考慮し、実家の隣地である申請地を住宅敷地として利用したく申請する ものです。敷地内に建築面積66.24平方メートルの二階建て住宅と駐車ス ペースを設ける計画です。汚水排水は合併浄化槽を設け、敷地に排水浄化処理 装置により敷地内自然浸透処理します。取水は市の水道を利用し、雨水は敷地 内砂利敷とし自然浸透処理します。総事業費(2,680万円)は借入金で賄い、 金融機関の事前審査結果通知書が添付されております。現地には譲渡人、行政 書士が立ち会いました。申請地は一般住宅と進入路に利用するため杭打ちがし てありました。西側に土地改良でつくった道路がありますが、道路として認め られていないため、こちらの市道からもともとある家の前に入るように進入路 をつくる計画であります。以上のことから周りに及ぼす影響は無いと思われま すので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

星一徳議長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について 青木部会長から報告願います。

(青木部会長挙手)

はい、青木部会長。

説明があったとおりですが、進入路が狭く広げる、また駐車スペースをつくるということで今回申請をしております。周りは譲渡人の土地であり、周囲に及ぼす影響はないと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。番号3番について、鳥獣 害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。 (「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

ございません。

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号3番についてはこの原案のと おり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号3番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

星一徳議長

続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。

(八木澤清推進委員挙手)

はい、八木澤清推進委員。

私は議案第24号の番号4を担当いたしましたのでご報告いたします。譲渡人・譲受人及び申請地等は申請のとおりです。本申請は、日光市瀬川地内におきまして、売買により一般住宅を目的として転用する案件です。位置図により説明します。東武上今市駅から西へ370メートル進んだ左手に位置しています。案内図です。東武上今市駅から線路沿いを日光方面へ370メートル進んだ左手が申請地です。公図です。登記簿地目、現況共に畑です。周囲の状況は、東側は宅地と畑、西側は畑、南側は鉄道敷地、北側が市道です。土地利用図です。現地には行政書士が立ち会いました。申請地を一般住宅に利用する計画で杭打ちがしてありました。申請人は現在、妻と4人の子供と市営住宅に住んでいますが、手狭なため、申請地を譲り受け住宅を建築し、住宅敷地として利用

青木渡農業委員

星 一 徳 議 長

田井哲農業委員星 一 徳 議 長

八木澤清推進委員

したく申請するものです。敷地内に建築面積72.04㎡の二階建て住宅と車両スペースを設ける計画です。給排水は公共の上下水道を利用する計画です。雨水は雨水浸透枡を設置し敷地内浸透処理をします。以上のことから周りに及ぼす影響は無いと思われますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。なお、この土地は500平米を超えていますので事務局でそのことについて説明をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任。

この件は事前に農業委員会に相談があったんですが、実はこの隣りの畑にブルーベリーが植えてありまして、やっている方がおばちゃんのような感じの人なのですが、線路沿いの方を細く残しても畑としては使いづらいということで、もし一般住宅を建てて買ってくれるのであれば、線路沿いを一枚として買っていただきたいという要望があったそうなので、それだけ細く残しても畑としては使えないと判断し今回申請をお受けいたしました。

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について青木部会長から報告願います。

(青木部会長報告)

事務局から説明があったとおりです。周りに住宅がありますし、また委員の 方からも意見を聞きまして、周りに及ぼす影響はないと考えますのでご審議の 程よろしくお願いいたします。

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。番号4番について、鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

ございません。

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号4番についてですが、この原 案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

農業委員、挙手全員であります。よりまして、番号4番はこの原案のとおり 『許可』することに決しました。

続きまして、番号5番について担当委員の報告を求めます。

(福田隆徳委員挙手)

はい、福田隆徳清委員。

私は議案第24号の番号5を担当いたしましたのでご報告いたします。本申請は日光市鬼怒川温泉滝地内におきまして、賃貸借によりキャンプ場を目的として転用する案件です。譲渡人・譲受人は申請のとおりです。東武鬼怒川線、鬼怒川公園駅から北へ1キロメートル行ったところが申請地です。案内図では、県道藤原塩原線龍王峡ライン料金所手前を北へ300メートルほど進み、右折して100メートル進んだところが申請地です。公図による説明ですが、登記簿地目は4筆ありまして、2筆が原野、2筆が畑。現況はすべて田です。周囲の状況は東側が譲受人の経営するバンガロ一敷地、西側は水路、南側は譲受人の経営するオートキャンプ場、北側は道路です。土地利用図による説明です。現地には譲受人、行政書士が立ち会いました。申請地をキャンプ場に利用するための計画で杭打ちがされておりました。ロープを打ち込んで10区画のキャンプ場を造りまして、南側にパブリックスペースを設ける計画です。また西側にある水路ですが、これは建設省により洪水の時の水路が整備されており、そのため、西側と南側に利用者が落ちないように防護柵を設けるという話です。

星 一 徳 議 長川 村 光 代 主 任

星一徳議長

青木渡農業委員

星一徳議長

田 井 哲 農 業 委 員 星 一 徳 議 長

星一徳議長

福田隆徳推進委員

給排水はありません。雨水は敷地内浸透処理ということです。事業費は自己資 金で賄い、金融機関の残高証明書が添付されております。写真により説明しま す。ここに防護柵を設けるということです。譲渡人の農地ですが農道がなくて トラクターも入れない状況で維持管理が大変だということと、譲受人の有限会 社は、コロナウイルス感染症の関係でキャンプ場の利用者が増えておりますの で事業拡大のため申請をするということです。北側から撮った写真ですが、非 常に狭くて勾配が急なのでトラクターも進入不能という状況です。こちらは西 側から撮った写真です。以上の事から周りに及ぼす影響は無いものと考えます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果につい て青木部会長から報告願います。

(青木部会長報告)

はい、青木部会長。

青木渡農業委員

ただいま説明がありましたとおりキャンプ場として使用のための申請です。 安全防護策をとるということで、周囲に及ぼす影響はないと考えます。ご審議

の程よろしくお願いいたします。

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。番号5番について、鳥獣 害対策部会以外の委員の皆さんからご意見等がございましたらお受けいたしま す。

(加藤英利推進委員挙手)

はい、加藤英利推進委員

利用者はキャンプ場に車で来ると思いますが、駐車場は近くにあるんですか。 土地利用計画図ですが、大型バスが来た場合はこちらに駐車スペースがあり ますので、こちらに駐車してキャンプ場に徒歩で来るということです。

以前拡張した時に、バスが入れるように上のカーブの所を広げています。 他にございませんか。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何か ございますか。

ございません。

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号5番について、この原案のと おり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

農業委員、挙手全員であります。よりまして、5条番号5番はこの原案のと おり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

日程第7、議案第25号「非農地証明願について」を議題といたします。は じめに、番号1番について担当委員の報告を求めます。

(福田隆徳推進委員挙手)

はい、福田隆徳推進委員。

福田隆徳推進委員

私は議案第25号の1番を担当いたしました。本申請は、日光市日向地内に おいて宅地として利用している案件です。願出人及び願出地は申請のとおりで す。位置図による説明をします。申請地は、日向地内、川治ダムから西に3. 5キロメートルに位置した集落にあります。案内図による説明です。県道川俣 温泉川治線野尻大橋から西に100メートルほど進み国道を左折して300メ ートル入った所が申請地です。登記簿地目は畑です。周囲の状況は、東側は道 路、西側、南側、北側は畑です。土地利用図です。願出地は、川治ダム建設に より昭和51年に移転して以来、宅地として利用され現在に至っております。 昭和51年撮影の空中写真が添付されております。現地には願出人が立ち会い、

— 8 **—**

星 一 徳 議 長

加藤英利推進委員 福田隆徳推進委員

星 一 徳 議 長 星 一 徳 議

田井哲農業委員 星一徳議長 杭打ちがされておりました。願出地は昭和51年から宅地として利用され45年が経過しております。証明することに何ら問題がないと思われますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。写真の説明ですがこれは西側から、こちらは東側から、これは北側から撮った写真です。

星一徳議長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について 部会長から報告願います。

(青木渡農業委員挙手)

はい、青木部会長。

青木渡農業委員

ただいま報告がありましたように、45年が経過し、また空中写真が添付されておりますので証明することに何ら問題がないと思われますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

星一徳議長

田井哲農業委員

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

ございません。

それでは質疑を終結し、採決いたします。非農地番号1番については、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

農業委員、挙手全員であります。よりまして、非農地番号1番につきまして はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(八木澤清推進委員挙手)

₹員 │ はい、八木澤清推進委員。

私は議案第25号の2番を担当いたしました。本申請は、日光市小佐越地内において山林として利用しています。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。位置図による説明です。申請地は、小佐越地内、小佐越交差点から南東へ約200メートルに位置した場所です。案内図による説明です。小佐越交差点から国道121号線を南東に200メートルほど進んで左手に入ったところが願出地です。登記簿地目は畑、現況は山林です。平成12年撮影の空中写真が添付されておりますので、20年以上経過しております。現地には願出人が立ち会い杭打ちがされておりました。周囲の状況は、東側、南側、北側は山林、西側は雑種地です。願出地は、昭和52年頃から山林として利用されており44年が経過しております。写真のこれが杉林です。立派な杉林です。以上の事から証明することに何ら問題がないと思われますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

八木澤清推進委員

星 一 徳 議 長

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願います。 (青木渡農業委員挙手)

はい、青木部会長。

ご説明があったとおりです。44年が経過し、また空中写真が添付されておりますので証明することに何ら問題がないと思われますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。番号2番について、鳥獣 害対策部会以外の委員の皆さんからご意見等がございましたらお受けいたしま す。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何か

青木渡農業委員 星 一 徳 議 長

星 一 徳 議 長

星一徳議長

ございますか。

田井哲農業委員星 一 徳 議 長

ございません。

無ければ採決に入りますがよろしいですか。

(「はい。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決いたします。非農地番号2番については、この 原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

農業委員、挙手全員であります。よりまして、非農地番号2番につきまして はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

星一徳議長

続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。

(福田吉男推進委員挙手)

はい、福田吉男推進委員。

福田吉男推進委員

私は議案第25号の3番を担当いたしました。本申請は、日光市根室地内において宅地として利用しています。願出人及び願出地は申請のとおりです。位置図と案内図は先ほどの議案23号の1番の土地に隣接していますので省略いたします。登記簿地目は畑です。周囲の状況は、東側は畑と宅地、西側は宅地と青地、南側は道路、北側は畑と青地です。土地利用図です。447-3は平成12年以前に納屋を建築しており、以後隣接する宅地とともに一体的に利用しています。475-1は昭和62年に蔵を、平成12年以前には納屋及び居宅を建築し、隣接する宅地とともに一体的に利用され現在に至っております。平成12年撮影の空中写真が添付されておりますので、20年以上は経過しております。以上の事から証明することに何ら問題がないと思われますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

星一徳議長

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願います。 (青木渡農業委員挙手)

はい、青木部会長。

青木渡農業委員

ご説明があったとおり、20年以上が経過し、また空中写真が添付されておりますので証明することに何ら問題がないと思われますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

星一徳議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。番号3番について、鳥獣 害対策部会以外の委員の皆さんからご意見等がございましたらお受けいたしま す。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何か ございますか。

田井哲農業委員

ございません。

無ければ採決に入りますがよろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星一徳議長

それでは質疑を終結し、採決いたします。非農地番号3番については、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員)

農業委員、挙手全員であります。よりまして、非農地番号2番につきまして はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

星一徳議長

日程第8、議案第26号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集 積計画の公告)に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(大島尚美副主幹挙手)

はい、大島尚美副主幹。

大島尚美副主幹

星 一 徳 議 長

川村耕一推進委員

大島尚美副主幹

星 一 徳 議 長

議案第26号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」ご説明いたします。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した農用地利用集積計画案を決定するために審議をお願いするものです。今月は、利用権設定の案件がございます。総会資料は9~10ページになります。件数は5件、面積合計は10筆で11,787㎡となります。内訳は、すべて新規で、日光市農業公社扱いの案件となっております。設定をする者(貸人)、設定を受ける者(借人)の住所、氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

案件について審議いたします。委員の皆さまからご質問はございますか。 (川村耕一推進委員挙手)

はい、川村委員

5番の中三依の案件ですが、何をやるのですか。

平成23年から借りており10年が経過したため再設定ということです。借 人は、ソバと野菜を作っているということです。

他にご質問はございませんか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。議案第26号、 については、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに賛成 の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、議案第26号「農業経営基盤強化促進法 第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」については、 この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに決しました。

星一徳議長

日程第9、議案第27号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(大島尚美副主幹挙手)

はい、大島尚美副主幹。

はい、人島向美副主軒。 議案第27号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」ご説明いたします。本議案については、基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、

基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議を求められています。総会資料は11~15ページになります。件数は5件で、面積合計は、37筆で29,427㎡となります。設定をする者(貸人)、設定を受ける者(借人)の住所、氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。また、転貸人である公益社団法人栃木県農業振興公社の理事長ですが、4月から鈴木正人さんになりますが、5月の審議分までは公社で3月に受けたものになりますので、今月までは荒井真一さんの氏

ております。よろしくお願いいたします。 委員の皆さまからご質問はございますか。

3月に受けて開始日が6月1日となるのは。

一括方式に変わりましたので、一旦県の公社で審議をした後、こちらで審議 することになります。

名のままで記載してほしいということですので、そのまま記載させていただい

生 一 偲 譲 長

大島尚美副主幹

 星
 一
 徳
 議
 長

 星
 一
 徳
 議
 長

 大
 島
 尚
 美
 副
 主

星一徳議長

他にご質問はございますか

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。議案第27号、 については、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに賛成 の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星一徳議長

挙手全員であります。よりまして、議案第27号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」については、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに決しました。

星一徳議長

以上をもちまして、本日の総会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年5月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。 ご協力誠にありがとうございました。

閉会 午後 3 時 41 分

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

2番 委 員

3番 委 員